| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 一四〇 | | | | | |
| 旅館業（温泉を利用するものに限る。） | 五〇〇 | | | | | |
| ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 一二 | | | | | |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | | | | | | |
| 電気めっき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 一五 | | | | | |
| 旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | | | | | | |
| 旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。） | 三〇 | | | | | |
| 電気めっき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。） | 四〇 | | | | | |
| 旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。） | 五〇 | | | | | |
| 下水道業（下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。） | 一三〇 | | | | | |
| 酸化コバルト製造業 | 一六〇 | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 畜産農業 | 六〇〇 |
| | | | | | ジルコニウム化合物製造業 | 七〇〇 |
| | | | | | モリブデン化合物製造業 | 一五〇〇 |
| | | | | | バナジウム化合物製造業 | 一六五〇 |
| | | | | | 貴金属製造・再生業 | 二九〇〇 |

備考

1　上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2　ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\frac{\Sigma Ci \cdot Qi}{Q}$$

（この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位　ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

Qi　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位　一日につき立方メートル）

Q　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位　一日につき立方メートル））

ふっ素及びその化合物（単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）

**附　則**

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。